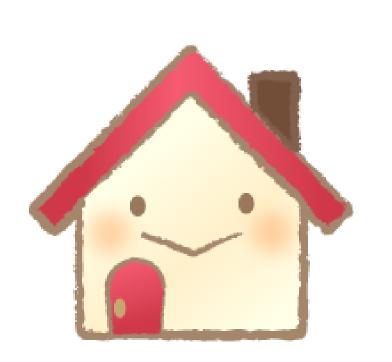
たのしいでんきコース別説明書

ニチデン シンプルプラン A・B・C レギュラープラン A・B





平成 31 年 4 月 10 日実施 2022 年 9 月 1 日改正

HTB エナジー 株式会社

目次

	` `
	11/
Н	/ /

	契約種別	
2	ニチデン北海道	4
3	ニチデン東北	7
4	ニチデン東京	12
5	ニチデン中部	16
6	ニチデン北陸	21
7	ニチデン関西	25
8	ニチデン中国	29
9	ニチデン四国	32
1(0 ニチデン九州	36

たのしいでんきコース別説明書 ニチデン シンプルプラン A、シンプルプラン B、シンプルプラン C、レギュラープラン A、レギュラープラン B(以下,説明書については,「本説明書」といいます。)は,当社のたのしいでんき約款(以下,「たのしいでんき約款」といいます。)に基づき,電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金,その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件 本説明書は、平成 31 年 4 月 10 日より実施し、お客様により本コースへのお申し込みがなされ、 その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2.料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき料金表」において、定めます。

たのしいでんき料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
		シンプルプラン B
	ニチデン北海道	シンプルプラン C
		レギュラープラン B
		シンプルプラン B
	ニチデン東北	シンプルプラン C
		レギュラープラン B
		シンプルプラン B
	ニチデン東京	シンプルプラン C
		レギュラープラン B
		シンプルプラン B
電	ニチデン中部	シンプルプラン C
灯		レギュラープラン B
.		シンプルプラン B
需	ニチデン北陸	シンプルプラン C
要		レギュラープラン B
		シンプルプラン A
	ニチデン関西	シンプルプラン B
		レギュラープラン A
		シンプルプラン A
	ニチデン中国	シンプルプラン B
		レギュラープラン A
		シンプルプラン A
	ニチデン四国	シンプルプラン B
		レギュラープラン A

	シンプルプラン B
ニチデン九州	シンプルプラン C
	レギュラープラン B

2 ニチデン北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン北海道シンプルプラン B (北海道電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	661 円 54 銭
契約電流 30 アンペア	992 円 31 銭
契約電流 40 アンペア	1,323 円 08 銭
契約電流 50 アンペア	1,653 円 85 銭
契約電流 60 アンペア	1,984 円 62 銭

(□) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき

(2) ニチデン北海道シンプルプラン C (北海道電力 従量電灯 C 相当)

イ 適用範囲。

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満である こと。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上また は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約 容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(II) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341円00銭
---------------------	---------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 52 銭
-------------	-----------

(3)ニチデン北海道レギュラープランB(北海道電力 従量電灯B相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (1) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流 と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	647 円 90 銭
契約電流 30 アンペア	971 円 85 銭

契約電流 40 アンペア	1,295 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,619 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,943 円 70 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 93 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット	28 円 22 銭
時までの 1 キロワット時につき	
300 キロワット時を超える 1 キロワット	26円28銭
時につき	

3 ニチデン東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン東北シンプルプラン B (東北電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款 | 別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	640 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	960 円 30 銭
契約電流 40 アンペア	1,280 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,600 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,920 円 60 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 43 銭
-------------	-----------

(2) ニチデン東北シンプルプラン C (東北電力 従量電灯 C 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経

済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき 24 円 96 銭

(3)ニチデン東北レギュラープランB(東北電力 従量電灯B相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流 と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	627円 00 銭
契約電流 30 アンペア	940 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,254 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,567円 50銭
契約電流 60 アンペア	1,881 円 80 銭

(□) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	24 円 96 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット	24円34銭
時までの 1 キロワット時につき	
300 キロワット時を超える 1 キロワット	23円12銭
時につき	

4 ニチデン東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン東京シンプルプラン B (東京電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (1) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流

と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	544円84銭
契約電流 30 アンペア	821円 26銭
契約電流 40 アンペア	1,109 円 68 銭
契約電流 50 アンペア	1,387円10銭
契約電流 60 アンペア	1,664円 52銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	24 円 44 銭
1 1 1 2 2 1 1 3 1 2 2	

(2) ニチデン東京シンプルプラン C (東京電力 従量電灯 C 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (I) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、 (イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電 力の算定方法)により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお,当社は,契約主開閉器が制限できる電流を,必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286円00銭
---------------------	---------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 47 銭
-------------	-----------

(3)ニチデン東京レギュラープランB(東京電力 従量電灯B相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が,東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流 と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款 | 別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	543 円 40 銭
契約電流 30 アンペア	815円 10 銭
契約電流 40 アンペア	1,086 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,358 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,630 円 20 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット	25円16銭
時までの 1 キロワット時につき	
300 キロワット時を超える 1 キロワット	23 円 43 銭
時につき	

5 ニチデン中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン中部シンプルプラン B (中部電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流 と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	554 円 84 銭
契約電流 30 アンペア	832 円 26 銭

契約電流 40 アンペア	1,109円68銭
契約電流 50 アンペア	1,387 円 10 銭
契約電流 60 アンペア	1,664円 52銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	24円44銭

(2) ニチデン中部シンプルプラン C (中部電力 従量電灯 C 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (D) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 47 銭

(3)ニチデン中部レギュラープラン B (中部電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経

済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	563 円 77 銭
契約電流 30 アンペア	815円10銭
契約電流 40 アンペア	1,086 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,358 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,630 円 20 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 77 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット	25 円 16 銭

時までの 1 キロワット時につき	
300 キロワット時を超える 1 キロワット	23 円 84 銭
時につき	

6 ニチデン北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン北陸シンプルプラン B (北陸電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流 と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	469 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	704 円 22 銭
契約電流 40 アンペア	938 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,173 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,408 円 44 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20 円 57 銭
-------------	-----------

(2) ニチデン北陸シンプルプラン C (北陸電力 従量電灯 C 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (I) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(I) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款 | 別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭
---------------------	------------

(□) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20 円 88 銭
	201100 业及

(3)ニチデン北陸レギュラープラン B (北陸電力 従量電灯 B 相当) イ 適用条件

- (イ) 供給地が, 北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	459 円 80 銭	
契約電流 30 アンペア	689 円 70 銭	
契約電流 40 アンペア 919 円 60 銭		
契約電流 50 アンペア	1,149円 50銭	

契約電流 60 アンペア	1,379 円 40 銭
--------------	--------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	22 円 91 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット	20 円 47 銭
時までの 1 キロワット時につき	
300 キロワット時を超える 1 キロワット	18円94銭
時につき	

7 ニチデン関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン関西シンプルプラン A (関西電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (II) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力と の合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満で あること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(4)(0)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、

交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	330 円 79 銭
15 キロワット時をこえ 1 キロワット時につき		24円96銭

(2) ニチデン関西シンプルプラン B (関西電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (D) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(I) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 98 銭
	,

(3)ニチデン関西レギュラープラン A (関西電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

(イ) 供給地が, 関西電力管内であること。

- (II) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力と の合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満で あること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(①)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	323 円 97 銭
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワ		25 円 77 銭
ット時につき		
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロ		25円16銭
ワット時につき		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		23円43銭

8 ニチデン中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン中国シンプルプラン A (中国電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (II) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。が6キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力と の合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満で あること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(0)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	327円24銭
15 キロワット時をこえ 1 キロワット時につき		25 円 47 銭

(2) ニチデン中国シンプルプラン B (中国電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (D) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(II) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、 (イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電 力の算定方法)により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 94 銭
-------------	-----------

(3)ニチデン中国レギュラープラン A (中国電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力管内であること。
- (D) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力と の合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満で あること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(①)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、

交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	320円 50銭
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワ		26 円 79 銭
ット時につき		
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロ		25 円 56 銭
ワット時につき		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		22円81銭

9 ニチデン四国

電灯をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン四国シンプルプラン A (四国電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (D) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(□)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。こ

の場合, 当社は, お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット 時まで	399円06銭
11 キロワット時をこえ 1 キロワット時につき		25 円 47 銭

(2) ニチデン四国シンプルプラン B (四国電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、四国電力管内であること。
- (I) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえ

ない場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(I) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合の基本料金は、全額といたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	22円10銭
-------------	--------

(3)ニチデン四国レギュラープラン A (四国電力 従量電灯 A 相当)

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が,四国電力管内であること。
- (D) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力と の合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満で あること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)(0)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は, 負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット 時まで	390 円 83 銭
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワ		26 円 88 銭
ット時につき		
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロ		26 円 48 銭
ワット時につき		
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき		22円10銭

10 ニチデン九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) ニチデン九州シンプルプラン B (九州電力 従量電灯 B 相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が,九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (八) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流 と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	576円18銭
契約電流 30 アンペア	864円 27銭
契約電流 40 アンペア	1,150 円 39 銭
契約電流 50 アンペア	1,440 円 45 銭
契約電流 60 アンペア	1,728 円 54 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	21円69銭
-------------	--------

(2) ニチデン九州シンプルプラン C (九州電力 従量電灯 C 相当)

イ 適用範囲。

- (イ) 供給地が, 九州電力管内であること。
- (D) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297円 00 銭
---------------------	-----------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 91 銭
-------------------------------	-----------

(3)ニチデン九州レギュラープランB(九州電力 従量電灯B相当)

イ 適用条件

- (イ) 供給地が,九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。 ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、 かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経 済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流 と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場 合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (D) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき ニチデン約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき ニチデン約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約電流 20 アンペア	564円 30 銭
契約電流 30 アンペア	846 円 45 銭
契約電流 40 アンペア	1,126 円 66 銭
契約電流 50 アンペア	1,410 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1,692 円 90 銭

(□) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23 円 22 銭
120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの	22円62銭
1 キロワット時につき	
300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	21 円 38 銭

1. 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき ニチデン約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき ニチデン約款 2(約款の変更)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。